

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 29 日

札幌市長 秋元 克広



記

1. 契約担当部局

札幌市経済観光局経済戦略推進部展示場整備担当課

- ・住 所 : 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
- ・電話番号 : 011-211-2481

2. 入札に付する事項

(1) 事業名

(仮称) 新展示場整備事業

(2) 事業場所

札幌市豊平区月寒東 3 条 11 丁目

(3) 事業期間

本事業は、事業契約締結日の翌日から令和 24 年（2042 年）3 月 31 日までを事業期間とする。

(4) 事業対象施設

本事業の対象となる施設は、展示場及び付帯施設（これらを総称して以下「本施設」という。）から構成され、以下のとおりである。

ア 展示場

- ・展示ホール
- ・会議室
- ・その他諸室（事務室・パントリー・機械室等）

イ 付帯施設

- ・駐車場
- ・外構等

(5) 事業内容

特定事業の対象となる本体事業は、PFI（BTO）方式による本施設の施設整備業務、維持管理業務及び SPC 運営管理等業務。なお、利用者や市民の利便性の向上、施設の有効活用、円滑な施設運営の支援等を図る観点から、事業者は、公序良俗に反せず、

かつ事業の趣旨を損ねない範囲においての独立採算による任意事業を実施することができる。なお、任意事業の実施可否及び内容の詳細は市との協議による。

(6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式によるものとする。

3. 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、以下に示すとおりとする。

予定価格：26,516,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成

- ① 本事業に入札できる者は、本事業の業務を実施する予定の複数の事業者によって構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。
- ② 入札参加者は、代表となる企業（以下「代表企業」という。）の他に、構成企業又は協力企業、若しくはその両方から構成されるものとし、その全ての企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 代表企業は、PFI法第8条第1項に基づき、選定される事業者が設立する特別目的会社（本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「SPC」という。）から直接業務を受託または請け負う者のうち、SPCに対して最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を有する者とし、代表企業が入札参加者を代表して入札手続を行うものとする。
- ④ 構成企業とは、SPCに対して出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う代表企業以外の者とし、協力企業とは、SPCに対して出資はしないが、SPCから直接業務を受託又は請け負う者とする。
- ⑤ 参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、本市が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 参加表明書の提出以降、入札参加者を構成している代表企業、構成企業及び協力企業（協力企業にあっては、4.(3)ア～カに該当する者に限る）は、同時に他の入札参加者となることはできないものとする。

(2) 入札参加者を構成する民間事業者に共通の資格要件

入札参加者は、以下の要件を全て満たしていかなければならないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② PFI 法第 9 条各号に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく資格停止を受けていない者であること。
- ⑤ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - (i) 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (ii) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (iii) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (iv) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (v) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑥ 本市が発注した本事業のアドバイザリー業務である「(仮称) 新展示場 PFI アドバイザリー業務」の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所及び西村あさひ法律事務所、セントラルコンサルタント株式会社並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦ 入札説明書Ⅲ. 1. (3) に示す選定委員会の委員が属する企業、一般財團法人札幌産業流通振興協会又はこれらの法人と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

(3) 入札参加者の業務別の資格要件

入札参加者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすこと。

なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設業務と工事監理業務は、同一の企業、又は資本若しくは人事等において一定の関連がある者同士が実施してはならない。

また、設計業務・建設業務を複数の企業で行う場合は、共同企業体（以下「JV」という。）を組成すること。

ア SPC 運営管理等業務を行う者

以下の①の要件を満たすこと。

- ① 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請すること。

(ア) 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課

(札幌市中央区北1条西2丁目)

(イ) 電話

011-211-2152

(ウ) 申請に必要な書類の入手方法

(ア) で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

イ 設計業務を行う者

以下の①から③の全ての要件を満たすこと。ただし、JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の①から③の全ての要件を満たし、その他の者は、①及び②の要件を満たすこと。

- ① 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、ア①のとおり申請をする必要がある。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 5,000m²以上の無柱空間（構造柱で囲まれた空間が5,000m²以上広がっている空間をいう、以下同様。）を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、その他これらに類する施設）の実施設計（改修を除く）を元請として履行した実績（他社と共同で履行した実績も可）を有すること。ただし、当該履行実績は平成12年4月1日以降参加資格審査申請書確認基準日までに、業務が完了したものであること。

ウ 建設業務を行う者

以下の①から③の全ての要件を満たすこと。ただし、JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の①から③の全ての要件を満たし、その他の者は、①及び②の要件を満たすこと。

- ① 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」）に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、ア①のとおり申請をする必要がある。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 5,000 m²以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、その他これらに類する施設）の施工（改修を除く）を元請として履行した実績（他社と共同で履行した実績も可）を有すること。ただし、当該履行実績は平成 12 年 4 月 1 日以降参加資格審査申請書確認基準日までに、業務が完了したものであること。

工 工事監理業務を行う者

一者で行う場合又は複数企業で行う場合には、全ての者が以下の①から③の全ての要件を満たすこと。ただし、JV により当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の①から③の要件を満たし、その他の者は、①及び②の要件を満たすこと。

- ① 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、ア①のとおり申請をする必要がある。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 5,000 m²以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、その他これらに類する施設）の工事監理（改修を除く）を元請として履行した実績（他社と共同で履行した実績も可）を有すること。ただし、当該履行実績は平成 12 年 4 月 1 日以降参加資格審査申請書確認基準日までに、業務が完了したものであること。

才 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行うすべての企業は、以下の①の要件を満たすこと。ただし、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、警備業務及び清掃業務を行う者については、②の要件も満たすこと。JV により維持管理業務を行う場合は建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、警備業務及び清掃業務を行う者のうち少なくとも一者が①及び②の要件を満たし、その他の者は①の要件を満たすこと。

- ① 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「一般サービス業」のうち本事業における維持管理業務に関連する業種）に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、ア①のとおり申請をする必要がある。
- ② 平成 12 年度（2000 年度）以降に、延床面積 5,000 m²以上の建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、その他これらに類する施設）の維持管理を継続して 1 年以上元請として受託した実績を有すること。

カ 任意事業を行う者（任意事業を提案する場合）

任意事業を行う全ての者は以下の①の要件を満たすこと。

- ① 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、ア①のとおり申請をする必要がある。

5. 入札手続等

以下によるものほか、詳細は入札説明書による。

(1) 参加資格確認に関する手続

ア 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付

本入札に参加を表明する入札参加者は、以下の要領にて、様式集及び記載要領で定める参加表明書及び参加資格確認書類等を本市に提出し、参加資格確認を受けなければならないものとする。なお、入札参加者が4.(1)から(3)までの参加資格要件を満たさなくなった場合、本市に速やかに通知しなければならない。

イ 提出要領

(ア) 提出期間

令和5年（2023年）9月19日（火）～9月28日（木）午後5時必着

(イ) 提出方法

6. の問い合わせ先に記載の部署宛てに、持参又は郵送とする。

持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。

郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。

ウ 参加資格確認結果の通知

本市は、令和5年（2023年）10月13日（金）までに、参加表明を行った入札参加者に対し、参加資格の確認結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

エ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加表明を行った入札参加者のうち、参加資格審査結果の通知により参加資格がないと認められた者は、本市に対し、令和5年（2023年）10月27日（金）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面を郵送にて提出することにより、説明を求

めることができる。

(2) 入札の辞退

参加資格を有すると認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書等及び提案審査書類の提出期限までに、様式集及び提案記載要領における入札辞退届（様式第7号）を提出すること。

(3) 入札書等及び提案審査書類の提出

参加資格を有すると認められた入札参加者は、以下のとおり入札書等及び提案審査書類を本市に提出すること。

ア 提出期限

令和6年（2024年）1月26日（金）午後5時必着

イ 提出方法

(1)イ(イ)に同じとする。

(4) プレゼンテーションの実施

提案審査書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び提案審査書類に対するヒアリングを行う。これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。

(5) 開札

入札書の開札は、本市において、以下のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細については決定次第各入札参加者に通知する。

ア 日時

令和6年3月上旬（予定）

イ 実施方法

- ・ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、様式集及び提案記載要領における委任状（開札の立会い）（様式第5-1-4号）を当日持参することとする。
- ・ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせて行う。
- ・ 開札場には、入札参加者、その代理人又は前項の立会職員及び入札事務に関係のある本市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。
- ・ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ・ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

- ・入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- ・開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - a. 公正な執行を妨げようとした者
 - b. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- ・開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

6. 問い合わせ先

札幌市経済観光局経済戦略推進部展示場整備担当課

- ・住 所 : 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
- ・電話番号 : 011-211-2481
- ・電子メールアドレス tenjijo@city.sapporo.jp

7. その他

(1) 議会の議決

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定の対象となる契約のため、議会の同意を得た日に本契約として成立する。

(2) 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

(3) 入札保証金 免除

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(4) 契約保証金 要

保証金額は、事業契約書（案）第9条のとおりとする。

(5) 入札の無効

- ① 4. 入札参加資格で示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- ② 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

落札者決定基準に基づいて落札者を決定する。

(8) その他

本公告にかかる詳細は入札説明書による。入札説明書の交付場所は、6. 問い合わせ先と同様であり、下記 URL のホームページからもダウンロードできる

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tenjijo/sentei/senteitetsuduki/nyusatsukoukoku.html>

また、本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

8. Summary

(1) Name of Project

Construction and Maintenance Service for New Exhibition Hall

(2) Deadline to Submit Forms for Preliminary Screening of Prospective Bidders

September 28, 2023, 5:00 p.m.

(3) Deadline to Submit Project Proposals

January 26, 2024, 5:00 p.m.

(4) Contact Information

Industry Location and Strategy Promotion Section, Economic Strategy Promotion Department, Economic & Tourism Affairs Bureau, Sapporo Municipal Government

Address: Kita 1-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku Sapporo JAPAN 060-8611

TEL: 011-211-2481

Email: tenjijo@city.sapporo.jp

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.